

分野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場所	相談日(受付時間)	電話番号
子ども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	子育て相談員	キッズピアおおがき子育て支援センター 祝日を除く月曜日は子育て支援課 (専用電話相談)	年末年始を除く毎週火～日曜日、 祝日の月曜日 9:15～18:00 月曜日(祝日を除く) 8:30～17:15	0800-200-7114 (通話無料)
	こども家庭センター	妊娠中や産後のことから、 子どもや家庭に関する相談	保健師、社会福祉士、 保育士	市役所子育て支援課(1階)	月～金 8:30～17:15	(こころからだにに関する) 75-2328 (子育てに関する) 47-7197
	教育相談	小・中・義務教育学校の児童・ 生徒の心の悩みに関する相談	臨床心理士、 教育相談員	教育総合研究所 学校支援センター (サイトピアセンター学習館7階) ※火曜日は電話相談のみ	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 土 9:00～12:00 (来所相談は要予約)	74-6666
	西濃子ども相談センター	子育て、子どもの発達、不登校、 非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (禾森町5-1458-10)	(来所相談) 月～金 8:30～17:15 (虐待通告)24時間対応	78-4838 (全国共通ダイヤルは 3桁の番号)189
	こどもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など こどもをめぐる人権問題	人権擁護委員、 法務局職員	(専用電話相談)	月～金 8:30～17:15	0120-007-110 (全国共通・無料)
女性	女性の悩み相談	女性が抱えるさまざまな悩み ごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (サイトピアセンター学習館1階)	水・金・土 9:00～16:00 ※面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付) 47-8549
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月～金 9:00～16:00	81-4111 (内線)2470
	女性の人権ホットライン	DV、セクハラ、ストーカー行為などの 女性をめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月～金 8:30～17:15	0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)
高齢者	地域包括支援センター	高齢者の福祉・介護などに 関する相談	保健師、社会福祉士、 主任介護支援専門員 などの専門職員	市役所高齢福祉課(1階) 総合福祉会館(馬場町124) 在宅福祉サービスステーション (今宿5-1-4) 上石津老人福祉センター悠楽苑 (上石津町牧田4780) お勝山ふれあいセンター (牧野町2-150-1) 中川ふれあいセンター (中川町4-668-1)	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日・夜間は、 携帯電話に転送)	(安井・洲本・浅草・川並) 82-1166 (興文・東・西・南・南坑瀬・日新・ 静里・鏡里・荒崎) 77-2255 (和合・三城・墨俣) 84-7111 (上石津) 48-0068 (宇留生・赤坂・青墓) 71-5536 (北・中川) 82-1701
	障がい者生活支援センター (身体障がい者)	身体障がい者とその家族の ための相談、福祉サービスの 支援など	社会福祉士・身障相談 員などの専門職員	総合福祉会館 (馬場町124)	月～金 8:30～17:15 土 9:00～15:30 (日・夜間は携帯電話対応)	月～金 75-0183 土 78-8181(内線)200 (携帯電話) 090-7918-0400
障がい者	柿の木荘 (知的障がい者)	福祉サービスの利用や就労 に関することなどの相談	相談支援専門員	柿の木荘 (古宮町397-1)	月～金 8:30～17:15 (土・日・夜間は携帯電話対応)	(柿の木荘) 89-9503 (携帯電話) 090-9122-6130
	地域活動支援センター せせらぎ (精神障がい者)	日常生活の支援や日常的な 相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ (中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(相談支援事業所せせらぎ) 81-8521
	差別	人権擁護推進室	部落差別に関すること	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(2階)	月～金 8:30～17:15
外国人	ポルトガル語による相談	日常生活全般の相談	ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～金 8:30～17:15	47-8562
	英語による相談	日常生活全般の相談	まちづくり推進課職員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～木 8:30～17:15	47-8546
	中国語による相談	日常生活全般の相談	中国語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	金 9:00～17:00	47-8546
	外国語人権相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校での いじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・ スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	大垣国際交流協会職員 (サイトピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30～17:15	82-2311
	外国人	英語による相談	日常生活全般の相談	まちづくり推進課職員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～木 8:30～17:15
感染症	HIV・梅毒相談 HIV・梅毒検査	HIV・梅毒の感染への不安に 関する相談及び、HIV検査、 梅毒検査の実施	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3:西濃総合庁舎)	(電話相談)月～金 9:00～17:00 (検査日)原則第1・3火 8:45～10:15 第3火 16:45～17:45 電話で申込、完全予約制 匿名受付、無料	73-1111 (内線)275
	人権全般	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(2階) 上石津地域事務所住民相談室(1階) 墨俣地域事務所相談室(2階)	毎月第3金曜日 13:00～16:00 奇数月第2水曜日 9:30～11:30 奇数月第3木曜日 13:00～16:00	47-8576 45-3111 62-3111
人権全般	人権相談 (常設相談所)	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談) 面談の場合:岐阜地方務局大垣支局 (丸の内1-19)	月～金 8:30～17:15	0570-003-110 (みんなの人権110番 全国 共通ナビダイヤル)

※相談日は、祝日・年末年始などで休みとなる場合がありますので、事前にご確認のうえ、ご相談ください。

〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部人権擁護推進室
直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-7800 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

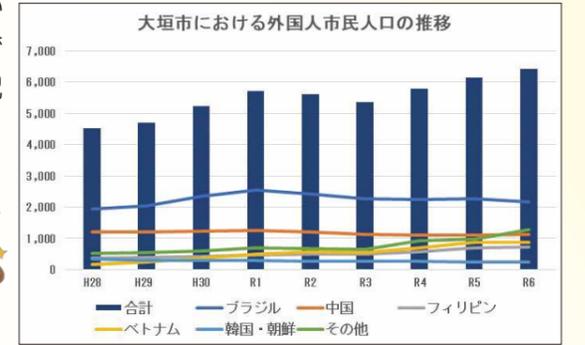
人権Letter

No.35
令和7年8月
発行

— 法務省 人権啓発キャッチコピー — 「誰か」のことじゃない。 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

多文化共生社会の実現に向けて

岐阜県に在住する外国人は、現在、7万人を超え過去最多となっています。大垣市においても、令和7年3月末時点で6,417人となっており、市内人口の4.1%にあたります。内訳は、ブラジル人が2,175人、中国人が1,138人、ベトナム人が877人、フィリピン人が713人となっており、この4か国で外国人市民全体の約8割を占めています。こうした状況の中、言語の違いによりコミュニケーションがとれなかったり、医療や行政サービスをはじめとした生活に関する情報の不足などの課題解決が必要となっています。



大垣市における多文化共生に向けた取組

市では、平成23年度に「大垣市多文化共生推進計画」を、平成28年度には日本語教育や多言語対応等の推進などを基本目標とした「大垣市多文化共生推進指針」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。その中から2つをご紹介します。

プレスクール「きらきら教室」

小学校入学直前の外国人児童とその保護者を対象に、日本語や学校生活への適応指導等を行うプレスクール「きらきら教室」を開催しています。



日本語教室

大垣国際交流協会では、日本語を学習したいと希望する地域在住外国人を対象とした日本語学習支援活動を行っています。



私たちは、お互いの文化や考え方をはじめとした「違い」を認め尊重し、共に地域社会を構成する一員として、支え合い、安心して暮らせるまちを築いていくことが大切です。

市民人権とおく

S H I M I N J I N K E N T O K U

「広報おおがき」などで募集した、心温まる「ちょっといい話」をお届けします。

親切な誘導員さん

スーパーへの買い物に行くときでした。いつも通る道で工事をしており、誘導員のおじさんが旗を振って迂回道路へ誘導していました。交通量の多い道で横断するのがなかなか難しい所ですが、安心して渡ることができました。「気をつけてね」の一言で心が温まりました。帰りに同じ道を通ったとき、今度もおじさんの誘導でスムーズに渡ることができてホッとしました。「お気をつけて」の声を後ろから聞いて、「ご苦労様、ありがとう。」とお返ししました。

仕事とはいえ、何気ない気配りの一言が出会いをほのぼのとさせるものだと思いき、心優しい人柄を感じました。高齢者の交通安全を守っていただき「ありがとう」そして「感謝」です。

F・Oさんより

大垣市人権のまちづくり懇話会 委員のコメント

歩行者の安全を守る誘導員さんの「お気をつけて」という言葉。心が温まりますね。その言葉から心優しい人柄であると感じ、「ご苦労様、ありがとう。」と返されたF・Oさんも、とても思いやりのある心優しい方です。道路上でのお二人の優しい心遣いと温かな笑顔が目に残りました。相手を思いやる言葉は、どの人の心をも温かくし、優しさを広げるものですね。

「市民人権とおく」の寄稿を随時受け付けています。応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。みなさんが見た・体験した「ちょっといい話」をお寄せください。寄稿先については4ページ下をご覧ください。右の二次元コードからも応募できます。



SDGsと人権



第29号で、SDGs（持続可能な開発目標）が人権に深く関わっていることを紹介しました。本号でも、目標と人権のつながりを紹介します。



あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標の内容

- ・ 妊産婦死亡率の削減
- ・ 予防可能な子どもの死亡の根絶
- ・ エイズその他の伝染病の根絶もしくは削減 など

関連する人権と条約等

- この目標に関わっている人権と、それを保障する条約・法律には次のものがあります。
- ・ 生命への権利
[世界人権宣言第3条、女性差別撤廃条約第12条、子どもの権利条約第6条]
 - ・ 健康への権利
[世界人権宣言第25条、社会権規約第12条、女性差別撤廃条約第12条、子どもの権利条約第24条]
 - ・ 母親と子どもへの特別な保護
[社会権規約第10条] など

健康的な生活を確保し、福祉を促進することは、持続可能な社会の構築にとっても重要なことです。適度な運動をしたり、健康診断や予防接種を受けるなど、自分自身の健康を大切にすることから、目標の実現に向けた取組を始めることができます。

大垣市子ども未来条例施行記念講演会が開催されました

令和7年7月27日（日）、総合福祉会館において、子どもの権利が保障され、一人ひとりが夢と希望を持ち、自分らしく成長できる社会の実現を目指し制定された「大垣市子ども未来条例」の施行を記念し、「大垣市子ども未来条例施行記念講演会」が開催されました。

講師には、早稲田大学名誉教授・子どもの権利条約ネットワーク代表の喜多明人氏をお迎えし、「子どもの目は輝いていますか～子どもにやさしいまちを創る～」と題して、子どもの権利や子どもの利益を最優先に考えることについて、ご講演いただきました。



講演会の様子

「男女共同参画週間パネル展」が開催されました

令和7年6月23日～29日までの「男女共同参画週間」（内閣府提唱）に合わせて、市のプランや男女共同参画推進の取組などを紹介する「男女共同参画週間パネル展」が、南部サービスセンター（イオンモール大垣内）及びスイトピアセンター学習館1階ハートリンクおおがきにおいて開催されました。

「誰でも、どこでも、自分らしく」を今年度のキャッチフレーズに、さまざまな取組を通じてそれぞれが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりへの理解を深めていただく機会となりました。



スイトピアセンターでのパネル展の様子

人権クイズ ～考えてみましょう～

「人権」っておずかしい？
本当にそうでしょうか？
人権クイズに挑戦してみましょう。
(答えは、2ページにあります)

Q. 3つのマークのうち、「聴覚障がい者マーク」と呼ばれるものはどれでしょう？

